

白河ブランド再構築プロジェクト（リブランディング）事業業務委託 仕様書

この仕様書は、下記の業務を実施するにあたり必要な事項等を定める。なお、仕様書の取り扱い又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、農政課担当者の指示によることとする。

1. 業務名称

白河ブランド再構築プロジェクト（リブランディング）事業

2. 業務目的

本市では、農畜産物の付加価値を高めるため「白河市農産物ブランド戦略委員会」（以下「戦略委員会」という。）を設置するとともに「白河市農畜産物ブランド」を立ち上げ、認証した食品のPRに取り組んできた。しかし、開始から10年の取り組みを通じ、販路拡大などで課題が見えてきたため、令和2年度に「白河ブランド」の基本方針、認証基準及びロゴ等を見直した。その結果を踏まえ、令和3年度から新たに「農産物ブランド白河しろもの」として取り組んでいる。

本業務委託では、「農産物ブランド白河しろもの」の事業展開を通じて、地域に長く愛されるブランドを作り、地域住民による白河産の魅力の再発見や消費の促進につなげるとともに、市外・県外への販路拡大とその産地である白河をPRしていくことを目的とする。

3. 業務内容

本業務は、次に掲げる内容を基本とし、市との役割分担等についてはプロポーザル参加者の企画提案等を踏まえ、別途協議する。

（1）ブランド認証に向けた投票イベントの補助

「農産物ブランド白河しろもの」においては、認証のランク付けを行い、最上位の認証は、市民を含めた投票により選定する。これをイベントとして複数回実施するため、会場の設営や来場者への商品紹介に必要な吊看板、立て看板、商品説明ボード、会場パンフレット等を作成する。

（2）認証商品のPRの補助

前年度までに認証した食品及び今年度新たに認証した食品を広くPRしていくため、チラシ、ポスター、ラベル等を作成する。

（3）上位認証商品の磨き上げ

上位認証商品には、認証の特典として、商品の磨き上げに向けた相談に応じる。具体的には、プラッシュアップ（パッケージデザイン、売り方の変更等）支援など、生産者の希望をふまえた販売促進・販路開拓に向けた提案や相談への対応を行う。

（4）販売会・イベントの開催

認証の特典として、認証食品の販売促進・販路拡大に向けた販売会等のイベントを開催する。令和6年度においては、市外及び首都圏で開催されるイベントへの出店を想定し、それに係るPRの補助及び販促物の作成を行う。また、来場者やバイヤーを対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析するとともに、今後の活動に向けた提案を行う。

(5) 商談会の開催

認証の特典として、認証食品の販売促進・販路拡大に向けた商談会を行う。ブランド認証事業者から商談を希望する事業者を募り、バイヤー、卸業者等とのマッチングを実施する。オンライン・リアルを問わないが感染症対策に配慮した方法で実施する。

(6) セミナー・勉強会の開催

認証の特典として、認証事業者に向けた販売促進・販路拡大に向けた勉強会又はセミナーを開催する。これにあたり、実施内容や講師について提案・調整する。

(7) 独自提案

受託者は必要に応じて、上記（1）～（6）以外にも本市の農産物ブランドの再構築に向けた提案を行うことができる。ただし、年度内に完結し、かつ、提案限度額内で実施できる提案であることを条件とする。

4. 成果品の提出

成果品として、次のものを紙面及び電子媒体（CD-R等）にて2部ずつ提出すること。

- (1) 実施内容の実績報告一式
- (2) その他本業務に付随する資料で市が求めたもの。

5. その他

- (1) 業務を円滑に進めるため、常時、市の担当職員と緊密な連絡をとることができる体制を構築するとともに、市が求める場合は適宜打合せを行うなど、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 著作権をはじめ本業務の成果品における一切の権利は、市に帰属すること。
- (3) 肖像権については、受託者の責任において権利者等へ了解を得た上で成果品を納入すること。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこととする。
- (5) 本業務において、権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、白河市個人情報保護条例（平成17年白河市条例第20号）を順守すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。